

2015年4月17日

要 望 書

原子力規制委員会 委員長 田中俊一 殿

今も福島で多くの人が苦しんでいる中、また現状の回復もできないでいるのに、鹿児島の川内原発や、福井の高浜原発の再稼働を審査上とは言え、容認されたことは理解しがたい行為でした。

そもそも、原子力規制委員会の存在意義は、原子力発電所の事故等によって、万が一にも住民を危険な状態にしてはならないことだったはずです。もし、規制基準の不備で住民を被ばくさせるような危険が1%でもあれば、規制基準を変えるのが仕事ではないでしょうか。

国の規制機関としての職務放棄ではないでしょうか。

私たち住民は、裁判のなかで規制基準が曖昧で緩やかあることを知りました。専門家集団である原子力規制委員会がなぜ、再稼働を認める結果をだされたのかが、いまもって理解できません。

しかしながら4月14日に、福井地裁で、高浜原発3・4号機を運転してはならないとする仮処分命令が出されました。

私たち住民にとって、この国は「法によって守られていた」と実感できた時でした。私たちが、望んでいるのは未来の子どもたちに、放射能汚染という重いツケを残したくないという、ただそれだけなのです。

田中俊一委員長に心からお願いします。

どうぞ、これ以上、原発の事故によって悲しむ人たちを増やさないでください。

苦しむ人が出ないようにしてください。

わたしたちが、安心してふるさとに住み続けられるようにしてください。

原子力発電所は100%安全でなければならぬものとして、今以上により厳しい審査をしていただけますよう要望致します。

大飯・高浜原発差止仮処分申立人

高橋秀典、長谷川羽衣子、西村敦子、松本なみほ、水戸晶子
今大地晴美、水戸喜世子、石森修一郎、松田正